（その１）

収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　よしだのぶひろせいさくけんきゅうかい

1 政治団体の名称　吉田宣弘政策研究会

2 主たる事務所の所在地　熊本県熊本市東区健軍本町26-10
村上ビル2F-A

3 代表者の氏名　（姓）吉田　（名）宣弘

4 会計責任者の氏名　（姓）柴田　（名）康一

事務担当者の氏名　（姓）新沼　（名）裕司
（電話）03-3508-7276
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（九州・沖縄比例区）（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）吉田　（名）宣弘

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓）吉田　（名）宣弘
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

受付 8.3.27 熊本県選挙管理委員会

282

05770

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	4,557,176
（前年からの繰越額）	89,281
（本年の収入額）	4,467,895
支　出　総　額	4,402,580
翌年への繰越額	154,596

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	4,228,804	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	238,850	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	4,467,654	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	4,467,654	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	241	
	合　　計	241	

（その７）

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	吉田宣弘	200,000	R7/2/1	福岡県久留米市諏訪野町1952-1-702	衆議院議員	
2	吉田宣弘	100,000	R7/8/1	福岡県久留米市諏訪野町1952-1-702	衆議院議員	
3	吉田宣弘	62,906	R7/9/15	福岡県久留米市諏訪野町1952-1-702	衆議院議員	
4	吉田宣弘	1,000,000	R7/8/21	福岡県久留米市諏訪野町1952-1-702	衆議院議員	
5	吉田宣弘	800,000	R7/9/22	福岡県久留米市諏訪野町1952-1-702	衆議院議員	
6	吉田宣弘	800,000	R7/10/21	福岡県久留米市諏訪野町1952-1-702	衆議院議員	
7	吉田宣弘	800,000	R7/11/19	福岡県久留米市諏訪野町1952-1-702	衆議院議員	
8	吉田宣弘	465,898	R7/12/17	福岡県久留米市諏訪野町1952-1-702	衆議院議員	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	4,228,804				
	その他の寄附	0				
	合計	4,228,804				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
1	公明党衆議院比例区九州第一総支部	197,805	R7/12/27	熊本市東区健軍本町26-10　村上ビル2F-A	吉田宣弘	
2	公明党衆議院比例区九州第一総支部	20,280	R7/12/27	熊本市東区健軍本町26-10　村上ビル2F-A	吉田宣弘	
3	公明党衆議院比例区九州第一総支部	20,765	R7/12/27	熊本市東区健軍本町26-10　村上ビル2F-A	吉田宣弘	
4	（小計）	238,850				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	238,850				

（その７）

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
16						
	この頁の小計	0				
	その他の寄附	0				
	合計	238,850				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	1,622,177	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	380,624	0	
(4) 事務所費	1,716,276	0	
小計	3,719,077	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	378,893	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	65,760	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	238,850	0	
小計	683,503	0	
合計	4,402,580		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	パワーウインドウスイッチ交換代	14,982	R7/9/22	有限会社カートップ熊本	熊本県宇城市小川町北新田1194	
2	文具代	11,058	R7/9/29	（株）黒田生々堂	大阪府大阪市中央区本町1-4-8ｴｽﾘｰﾄﾋﾞﾙ本町3階	
3	ガソリン代	10,536	R7/11/10	りそなカード㈱	東京都江東区新木場1-5-25	
4	ガソリン代	74,989	R7/12/10	りそなカード㈱	東京都江東区新木場1-5-25	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	111,565				
	その他の支出	269,059				
	合計	380,624				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	新聞代	13,500	R7/1/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
2	監査代	55,000	R7/2/3	甲能公認会計士事務所	福岡県福岡市早良区飯倉3-5-13	
3	更新費	15,840	R7/2/4	リコーリース株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
4	新聞代	13,500	R7/2/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
5	新聞代	13,500	R7/3/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
6	パフォーマンスチャージ代	13,170	R7/4/21	リコージャパン株式会社	新潟県新潟市東区下木戸1-18-30　3F	
7	新聞代	13,500	R7/4/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
8	NHK受信料	21,765	R7/4/28	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
9	新聞代	13,500	R7/5/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
10	新聞代	13,500	R7/6/30	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
11	新聞代	13,500	R7/7/28	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
12	タイヤ交換代	94,600	R7/8/25	有限会社カートップ熊本	熊本県宇城市小川町北新田1194	
13	新聞代	13,500	R7/8/28	丸の内新聞（株）	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
14	新聞代	13,500	R7/9/29	丸の内新聞（株）	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
15	新聞代	13,500	R7/10/28	丸の内新聞㈱	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
	この頁の小計	335,375				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	整備代	143,000	R7/11/10	有限会社カートップ熊本	熊本県宇城市小川町北新田1194	
17	監査代	55,000	R7/11/20	甲能公認会計士事務所	福岡県福岡市早良区飯倉3-5-13	
18	サービス利用料	342,328	R7/11/25	Ｓａｎｓａｎ株式会社	東京都渋谷区桜丘町1-1	
19	新聞代	13,500	R7/11/28	丸の内新聞㈱	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
20	処分・作業代	14,300	R7/12/16	㈱ジャルダン	熊本市南区十禅寺2-7-33	
21	ホームページ更新料	44,836	R7/12/22	ディライテック	福岡県福岡市東区箱崎4-1-17	
22	名刺印刷代	14,190	R7/12/22	(有)デジプロ	東京都千代田区神田神保町2-2-12	
23	駐車場契約料	25,200	R7/12/23	丸善不動産㈱	福岡県福岡市博多区博多駅東2-2-25	
24	熊本事務所契約料	396,000	R7/12/23	有限会社 ウチダ	熊本市東区秋津新町1-38	
25	新聞代	13,500	R7/12/29	丸の内新聞㈱	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
26						
	この頁の小計	1,061,854				
	その他の支出	319,047				
	合計	1,716,276				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	交通・宿泊費	68,500	R7/9/25	ANA X株式会社	東京都中央区日本橋2-14-1フロントプレイス日本橋	
2	会費	12,000	R7/10/30	東京熊本県人会	東京都台東区東上野2-1-1	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	80,500				
	その他の支出	298,393				
	合計	378,893				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					調査研究費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	週刊政治レポート購読料	11,000	R7/9/29	(株) 地域経済センター	熊本県熊本市中央区紺屋町1-2-2	
2	週刊政治レポート購読料	11,000	R7/10/27	(株) 地域経済センター	熊本県熊本市中央区紺屋町1-2-2	
3	週刊政治レポート購読料	11,000	R7/11/25	(株) 地域経済センター	熊本県熊本市中央区紺屋町1-2-2	
4	くまもと経済購読料	20,000	R7/12/10	㈱地域情報センター	熊本市中央区紺屋町1-2-2	
5	週刊政治レポート購読料	11,000	R7/12/22	(株) 地域経済センター	熊本県熊本市中央区紺屋町1-2-2	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	64,000				
	その他の支出	1,760				
	合計	65,760				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
					滞在費等	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄附金（金銭以外のものの相当分）	197,805	R7/12/27	公明党衆議院比例区九州第1総支部	熊本市東区健軍本町26-10　村上ビル2F-A	事務所無償提供家賃・リース代相当分
2	寄附金（金銭以外のものの相当分）	20,280	R7/12/27	公明党衆議院比例区九州第1総支部	熊本市東区健軍本町26-10　村上ビル2F-A	事務所無償提供電気代相当分
3	寄附金（金銭以外のものの相当分）	20,765	R7/12/27	公明党衆議院比例区九州第1総支部	熊本市東区健軍本町26-10　村上ビル2F-A	事務所無償提供電話代相当分
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	この頁の小計	238,850				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
					滞在費等	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	0				
	合計	238,850				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　3月　26日

政治団体の名称　吉田宣弘政策研究会

会計責任者の氏名　柴田　　康一

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和 8年 2月 23日

吉 田 宣 弘 政 策 研 究 会
代表 吉田 宣弘 殿

登録政治資金監査人 甲能市郎
登 録 番 号第 1589 号
研修修了年月日 平成21年7月10日

1 監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、吉田宣弘政策研究会の令和7年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所に収支報告書及び会計帳簿を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると甲能市郎が判断したため、公明党衆議院議員比例区第1総支部の主たる事務所(福岡県福岡市東区箱崎1丁目1-15)において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1） 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

（2） 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3） 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4） 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

吉田宣弘政策研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、吉田宣弘政策研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上